

令和6年度 第4回 山北町子ども・子育て会議 第4回 山北町放課後児童対策パッケージ運営委員会

日 時：令和7年2月10日（月）10:00 ～ 11:15

場 所：山北町役場 4階 401会議室

参 加 者：委員

河合委員、工藤恵委員、伊藤委員、高橋委員、池田委員、石川委員、石井委員、
吉尾委員、浦中委員、杉本委員、今村委員、
[欠席] 清水委員、諸星委員、二宮委員

事務局

福祉課 内田課長、澤島主任主事
こども教育課 池谷課長、矢澤主任主事
保険健康課 小林保健師
[欠席]福祉課 杉山副主幹

配付資料：次第・委員名簿

- 【資料1】第3期山北町子ども・子育て支援事業計画策定のためのパブリックコメント（意見募集）の結果について
 - 【資料2】第3期山北町子ども・子育て支援事業計画（案）
 - 【資料3】計画案に関するご意見と対応について
 - 【資料4】計画策定スケジュール（案）について
 - 【資料5】山北町こども家庭センターの設置について
 - 【参考資料】こども家庭センターの要件について（こども家庭庁資料抜粋）
 - 【参考資料】出産・子育て応援プロジェクトに関する経過報告等について
-

1. 開会（事務局）

《事務局》

定刻となりましたので始めさせていただきます。

まず、本日清水委員、諸星委員、二宮委員より、会議の欠席の御連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

本会議は委員の半数以上の出席により成立いたしますので、第4回子ども・子育て会議及び第4回放課後児童対策パッケージ運営委員会をこれより始めさせていただきます。

まずお手元の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料としては、次第、名簿、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、参考資料1、参考資料2となります。資料の過不足ありましたら、仰ってください。

続いて、開催に先立ちまして、河合議長よりごあいさつをいただきたいと思います。

2. あいさつ（河合会長）

3. 議題

子ども・子育て会議

議題（1）パブリックコメント（意見募集）の結果について【資料1】

《議長》

議事に入ります。(1) パブリックコメント(意見募集)の結果について、説明をお願いします。

《事務局》

資料1をご覧ください。前回会議でお示ししたとおり、1月16日から30日にかけてパブリックコメントを実施した結果、募集期間内で意見の提出はありませんでしたのでご報告いたします。パブリックコメントの結果についての説明は以上です。

《議長》

この件についていかがですか。せっかくパブリックコメントを行っても意見が出てこないのであれば、別の方法を考えたほうがよいのではないかと思います。

それでは、特にご質問がなければ、次に移ります。

議題(2) 計画案について【資料2】【資料3】

《事務局》

資料2をご覧ください。こちらは、前回会議で委員の皆様からいただいたご意見を基に、対応を盛り込んだ計画の修正案です。

次の資料3をご覧ください。こちらはパブリックコメントで意見提出がなかったもので、主に前回会議で委員の皆様からいただいたご意見とその対応についての一覧です。表の左から該当箇所、ご意見、それに対しての修正という形です。

1点目、33ページの基本方針1の所です。「基本方針に『幼児期の学校教育・保育の実施』とあるが、『学校』は不要ではないか。」というご意見に対応して「学校」の文言を削除しました。

続いて2点目、41ページ4行目部分で、『幼保小連携』ではなく『こども園』を含めるべきではないか。」というご意見に対して、ご指摘の通り記載を改めました。

3点目『びよびよ教室』事業の記載をすべきではないか。」というご意見に対して、59ページ「子ども本人への支援の充実」の「関係する事業」の表の中に、びよびよ教室事業の記載を追記しました。

4点目、「アンケート結果の内容が計画に反映されていないのではないか。」というご意見に対応し、55ページ「6子育て当事者への支援の充実」と、「7子ども本人への支援の充実」の中において、各施策においてアンケート結果から抽出された「現状と課題」に対し、「今後の方向性」という項目を追記しています。まず55ページの「6子育て当事者への支援の充実」の「(1)ひとり親家庭の自立支援の推進」で、アンケート結果から抽出した課題を記載した「現状と課題」という項目を追記し、さらに「今後の方向性」として、医療費助成や手当の経済的支援や相談等に関する内容について追記をしました。次の「(2)妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減」の項目でも同様に「現状と課題」という項目を追記し、「今後の方向性」として、出産祝い金支給事業や子育て支援紙おむつ支給事業等の既存事業の拡充について追記しています。次に「(3)子どもの貧困対策の推進」でも同様に「現状と課題」の項目を追記し、「今後の方向性」として、就学援助に関する事業の実施と、子どもや子育て当事者の貧困等に関する実態を把握するための調査の実施について追記をしています。次に「(4)安心して子育てができる社会の実現」、「(5)仕事と生活の調和と基盤整備」についても、それぞれ「現状と課題」の項目を追記しました。次に59ページ「(7)子ども本人への支援の充実」という項目の「(1)ライフステージを通した子育て支援の推進」、「(2)障害児・医療的ケア児に対する支援」でもそれぞれ「現

状と課題」の項目を追記しました。次に 62 ページ「(3) 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実・強化」でも「現状と課題」の項目を追加し、「今後の方向性」では「包括的な支援体制」という記載を、「不安や悩みの相談、家事・子育て等の支援」という記載に改めています。また「(4) 子どもの居場所づくり」でも「現状と課題」を追記し、「今後の方向性」で、公共施設等の活用による子どもの居場所の確保について検討する内容を追記しました。最後に「(5) 子どもが権利の主体であることの社会全体への周知」でも、「現状と課題」を追記し、「今後の方向性」で、周知および啓発の具体的な方法として、広報や人権啓発チラシを活用して、子どもと子育て当事者向けのパンフレットを作成する内容を追記しました。

以上が、ご意見に対しての対応としての修正点です。

続いて参考資料 2 をご覧ください。

計画案の修正に関してご報告します。町では令和 6 年 7 月にプロジェクトを立ち上げ、子育て支援に関する事業について、既存事業の拡充、新規事業の実施を検討してきました。本計画案に記載されている事業についても対象となっており、拡充や見直しが来年度に予定されています。ただ、来年度の予算については 3 月議会で承認を経て確定という形になるので、現時点の計画案では拡充部分についての記載を差し控えています。事業の拡充部分については、来年度予算が確定した 3 月議会後に修正を行います。

それでは、資料 2 をご覧ください。42 ページの来年度予算案に対して、該当する計画について説明します。

1 つ目が 42 ページ「(1) 地域子育て支援拠点事業」です。この子育て支援センターについては、利用者の利便性の向上のために、来年度から開所日を月曜日から土曜日に拡大する予定です。計画案の中では、「②今後の方向性」の部分の記載に今後修正が生じます。

2 つ目が 56 ページ「関係する事業」の一覧表の中の「出産祝い金支給事業」です。現行では子どもの数に応じた支給額としておりますが、来年度より大幅な支給額の引き上げを予定しています。

3 つ目が同じく 56 ページの「子育て支援紙おむつ支給事業」です。現行では 1 ヶ月につき税込 2640 円の紙おむつ支給券を 18 ヶ月分支給していますが、こちらも来年度より支給額と支給対象品の拡充を予定しています。

4 つ目が同じく 56 ページの「通学費補助金」です。こちらも現行では補助対象を清水地区、三保地区、高松地区および小笠原地区としていますが、新たに共和地区を追加する予定です。

5 つ目が、「放課後児童クラブの授業料の減免」で、こちらは新規事業になります。世帯の 2 人目の子どもの利用料を半額、3 人目以降は無料とすることを予定しています。

以上 5 点が、事業拡大拡充等に伴う計画内において修正を伴う部分です。最終的な確定は 3 月議会後となります。説明は以上です。

《議長》

ご意見等がありましたらお願いします。

《委員》

学童保育の減免についてはどこに書いてありますか。

《事務局》

学童保育の授業料の減免については新規事業になるので、現在の計画書には記載しておりませ

ん。

《事務局》

資料2の裏面をご覧ください。「出産・子育て応援プロジェクト」を昨年7月に町の若手職員を中心に立ち上げました。この資料の提案事項が、プロジェクトからの提案の内容です。この中のいくつかは、3月議会議決を経ないと計画書に落とし込めないため、記載していません。

《委員》

わかりました。その応援プロジェクトは何人ぐらいの構成ですか。

《事務局》

各課から1名以上で、若手の子育て中の職員で構成され、14、5人になります。

《議長》

他にどうですか。今年度の会議もこれで最後になるので、最終的な確認をしたいと思います。ご意見、ご質問がなければ、提案された内容でよろしいですか。事務局からの提案について承認する方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手確認)

ありがとうございます。提案は承認されたものとします。

議題(3) 計画策定スケジュールについて【資料4】

《議長》

次の議題に移ります。3番目の計画策定スケジュール(案)について説明をお願いします。

《事務局》

資料4をご覧ください。こちらは今年度最後の会議になるので、当初のスケジュールから全てを記載したものです。前回の12月24日の第3回子ども・子育て会議からの経過として、1月16日から30日にパブリックコメント、2月7日に神奈川県への計画案、法定協議を提出しました。これに対しては3月に県から受理結果という形で答申が届く予定です。2月10日の本日の会議ではパブリックコメントの結果報告と、この計画案の最終確認のお願いをしています。裏面は3月以降の予定です。3月は定例議会全員協議会で本計画の内容についての説明を行います。計画書の印刷製本、先ほど申し上げた県からの計画案に対しての受理通知、神奈川県へ計画書の送付を行います。その後、3月末に正式に第3期山北町子ども・子育て支援事業計画として策定確定となります。そして4月以降、委員の皆様、関係機関団体の皆様に計画書の配布、町ホームページに計画書の掲載を予定しています。

また、ここには記載していませんが、計画の概要版の全戸配布を予定しています。資料4についての説明は以上です。

《議長》

意見がなければ次に進みます。

議題（４）山北町こども家庭センターについて【資料５】【参考資料１】

《議長》

次に、（４）山北町こども家庭センターについて、事務局より説明をお願いします。

《事務局》

資料５と参考資料１をご覧ください。

まずこども家庭センターについてご説明します。資料５の「１こども家庭センターについて」、こちらは児童福祉法の改正により、市町村が有する母子保健機能と児童福祉機能をより一体的に運営をして、支援に繋げることを目的として、新たにこども家庭センターの設置が、国の方で努力義務付けられました。センターについての具体的な要件を下の表にまとめてあります。（１）母子保健機能と児童福祉機能の双方の機能の一体的な運営を行うこと。また（２）母子保健機能、児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長と統括支援員を１名ずつ配置をするということになっています。（３）の改正児童福祉法第１０条の２第２項そして同じく改正母子保健法第２２条第１号～第４号に規定する業務を行う。これは児童や妊産婦に対し、福祉に関する包括的な支援を行っていくという内容です。（４）この施設の名称は「こども家庭センター」を称することとなっています。この４つの要件を満たしたものがこども家庭センターとして国から認められます。

これに対する町の対応として、２．山北町こども家庭センターの設置についてをご覧ください。町では、母子保健機能として既に「子育て世帯包括支援センター」が健康福祉センターに設置されています。そして児童福祉機能としては、福祉課で「子ども家庭総合支援拠点」が設置されています。これら二つを統合して、新たに山北町こども家庭センターとして設置し、双方の支援の連携を図り一体的なものとし、より効果的な支援に繋がります。これに加えて町では、要保護児童地域対策協議会も設置されており、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の支援を要する家庭について支援を行っていますが、子ども家庭センターの設置に伴い、これら支援を要する家庭に加えて、予防的観点から早期の支援を必要とする家庭についても支援対象として、より幅広い支援を行うこととなります。設置時期は、（１）にある通り、令和７年３月より運営開始です。次の（２）人員配置について、ガイドラインに基づきセンター長１名、統括支援員１名を配置しています。この統括支援員については資格要件があります。保健師、社会福祉士などの専門職を有する者で、母子保健、または児童福祉分野の実務経験があり、さらに国主催の研修を受講した者と規定されています。次に（３）主な業務内容についてです。

１つ目が母子保健機能と児童福祉機能の一体的支援の実施。これは先ほどから申し上げている内容です。

２点目が合同ケース会議の開催。こちらは既に町の方では、実務上実施ができていますが、支援を要する家庭が新たに発生した場合、母子保健等児童福祉、町でいうところの保険健康課と福祉課で母子保健と児童をみる所管課で連携して情報共有し、対応策を検討する会議です。

３つ目が対象者に対するサポートプランの作成とあります。裏面をご覧ください。このサポートプランとは、支援を要すると判断された家庭の基礎情報、課題、必要な支援の内容を記載したものです。支援対象の家庭に対し、基本的には本人同意の上で交付します。サポートプランの作成基準が下の表にありますが、作成対象者は、①妊産婦や乳幼児、その保護者、より手厚い支援を必要とする者。②要保護児童、要支援児童、特定妊婦、これは要保護児童地域対策協議会の対象世帯ということです。そして③が特に、①②以外で予防的に早期の支援が必要と判断される者、

これらも含めて支援対象となっています。そのサポートプランに記載される内容は先ほど申し上げた通り、対象者の基礎的情報、支援の種類や期間、内容についてです。交付方法は本人対面による直接交付です。補足で、ガイドライン上サポートプランの本人対面による直接交付という部分ですが、サポートプラン作成にあたってどうしても本人の同意が得られない場合、保護者に直接説明を行わない方がいいと判断される場合は、ガイドラインに基づき、母子保健と児童福祉の担当官で合意形成を図った上で、記録として残し、本人の同意が得られないからという理由で支援を行わないことはないということを補足します。

説明は以上です。

《議長》

3月から山北町こども家庭センターが設置されるということですが、いかがですか。

《委員》

対象者であるかどうかの判断は、どのようにされるのですか。私は支援センターで、該当する方と接する機会が多いですが、我々が判断してどこかに繋げるということですか。

《事務局》

今までも子育て支援センターと福祉課は連携して情報共有もできていましたが、今後はより広い範囲の家庭をこども家庭センターをとおして扱うことになります。その手順が明確化されるようになりますが、判断基準が明確に定められてはいないため、特に支援が必要な家庭については、今までのように個別にケース会議を開いて対応します。センターの設置によって新たな業務を行うというよりは、改めて確認するような形になります。

《委員》

対象児童の数も限定的ではあるので、より手厚く関われるということですね。

《事務局》

当町においては、既に規定された現在の体制の下で業務を遂行する事ができているとの認識です。

《議長》

他にいかがでしょうか。

《委員》

包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の合同がこども家庭センターというお話でしたが、実際はどこが運営するのですか。

また、今でも支援センターの人員は不足していると思いますが、この上統括支援員なども支援センターの職員が兼任するようになるのか、それで本当に機能するのか危惧しています。

《事務局》

センター長と統括支援員については、センター設置に当たって新たに雇用するのではなく、センター長については、要対協を所管している福祉課長の方がセンター長、統括支援員については、

健康福祉センターの国の研修を受講している保健師が兼務することになります。現状ではセンターの設置に当たって、新しく職員を採用することはありません。

《委員》

センターを設置することで、皆さんの首を絞めることになるのではないかと心配しています。

《議長》

確かに、組織はできても施設ができるわけではないので、既存のどこかに負担がかかることが心配されますね。どうですか。

《事務局》

人的配置がされることが一番ですが、こちらの表を見てください。国の示すイメージをご確認ください。真ん中にこども家庭センター（市区町村）とあり、その下に「子ども家庭総合支援拠点」、これが現在の福祉課です。「子育て世帯包括支援センター」が保健健康課です。中・大規模の市町村では、母子保健と児童福祉は管轄が異なりますが、当町は自治体規模が小規模であるため、比較的、所管課同士の情報共有が行われている状況にあり、新しく人員を増やすことは難しいです。サポートプランの作成は、現在打ち合わせという形で実施していたものを合同会議の形で実施することになりますし、要対協に準ずるような世帯も新たに対象となるため、業務的な負担は増えてくると思います。当面は今のままでやらざるを得ないのが現状です。

《議長》

国の方は新しい施策をどんどん下ろしてきますが、地方自治体が大変ですね。

《事務局》

中・大規模の自治体であれば、新しくチームを作って、新たに人を雇用することも可能でしょうが、小規模自治体では、統括支援員も専門職となるため、雇用も簡単ではないことが課題です。

《議長》

他にどうですか。よろしければ（４）こども家庭センターについては終わります。

5. その他【参考資料２】

《議長》

（５）その他について、説明をお願いします。

《事務局》

参考資料２をご覧ください。出産子育て応援プロジェクトの資料です。

これは11月の町議会の全員協議会で、議員の皆様にご説明申し上げた際の資料です。先ほど議題２の計画案についてのところで申し上げた通り、事業の拡充や、新規事業の検討について、出生数がここ数年減少していることへの対策として、昨年７月に出産子育て応援プロジェクトを立ち上げ、出産子育てに関する一連の事業の見直し等について検討を行ってきました。資料の表面には、プロジェクトの発足から提案書の提出までの経過が記載されています。

裏面をご覧ください。（１）既存事業の拡大、（２）新規事業の提案という形で一覧表になって

いますが、これらは、本プロジェクトによって提案されている対象事業とその概要について説明しているものです。こちらの提案については、令和7年以降に中長期的に事業内容の精査、検討・調整をして、進捗管理をしていきます。そして今後、本プロジェクトにおける各施策の進捗状況について、この子ども・子育て会議において報告をしますので、委員の皆様はあらかじめご承知おきください。

補足説明は以上です。

《議長》

内容について、何かご意見等ありますか。

《委員》

参考資料2の提案事項についての「既存事業の拡充」で、子育て支援センター事業の提案内容の概要は「土日祝の開所日の増」となっていますが、これはあくまでも提案ということで、決定は土曜開所ということだけですね。日祝はないですね。

《事務局》

土曜開所のみとなります。これはあくまで提案書の段階となります。提案事項の進捗については来年度以降この会議でご報告します。

《委員》

日祝の開所については今後も検討される可能性はありますか。

《事務局》

今後ニーズがあれば検討します。7年度に予定しているのは土曜日の開所で、これも先ほど申しましたが、3月の議会での承認が前提になります。

《委員》

わかりました。

《議長》

他にはどうですか。ご質問ご意見等がなければその他については終了します。

今日の会議全体について改めてご意見やご質問はありますか。

ないようでしたら、本日の議題は全て終了といたしますがよろしいですか。

それでは本日の議事内容はすべて終了とします。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、社会教育委員会議の議長という立場から本会議の議長を務めさせていただき、大変な大役ではありましたが、皆さまのご協力により何とか無事に果たせることができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

会議の進行を事務局に戻します。

6. 閉会

《事務局》

河合議長、4回にわたり議長の大役をありがとうございました。委員の皆さんにおかれまして、4回にわたる会議にご出席いただき、また、計画案に対しご審議いただきありがとうございました。これで会議を終了します。それでは今年度最後の会議になりますので、池田副会長より閉会のご挨拶をいただきます。

《副会長》

4回に渡る会議、大変お疲れ様でした。

町の子ども子育て支援事業計画は、町の児童福祉系のトップ計画であり、本計画の内容を今後の児童福祉行政・施策に活かしていただきたいと思います。皆さま大変お疲れ様でした。これを持ちまして第4回子ども・子育て会議を閉会といたします。ありがとうございました。

11：15 終了

以 上